令和７年 11 月 19 日

＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年９月 30 日（火）から 10 月 29 日（水）までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。

上記政令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※１の個人・団体から合計１件のご意見等をいただきました。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	近年の物価及び人件費上昇を勘案すると、手数料の額を引き上げることが妥当かと存じます。 ・建築基準適合判定資格者：１万７千円（※ 紙申請の場合は、１万９千円） ・構造計算適合判定資格者：１万４千円（※ 紙申請の場合は、１万６千円） とすべきと思料します。	近年の物価及び人件費上昇についても考慮しておりますが、登録申請等の都道府県経由を廃止したことに伴う経費削減効果や、オンラインによる申請の場合に削減される業務の実態や実費を勘案した結果、今回の改正案の手数料額とすることが適当であると考えております。